

生駒市中小企業等賃上げ促進給付金 Q&A

【給付金の申請について】

Q1. 「奈良県中小企業等の賃上げ促進給付金(以下、「県給付金」という。)」を申請せず、「生駒市中小企業等賃上げ促進給付金(以下、「生駒市給付金」という。)」のみの申請はできますか。

申請できません。生駒市給付金の申請には「奈良県中小企業等の賃上げ促進給付金」の支給決定を受けていることが必須となっています。

Q2. 申請受付期間を教えてください。

申請受付期間は以下のとおりです。

- ・受付期限:令和6年1月15日(月)～令和6年3月25日(月)
- ・申請方法:生駒市ホームページの申請フォームから電子申請

Q3. これから賃上げをして県に申請する予定ですが、県給付金の支給決定通知書が3月25日までに手元になれば、生駒市給付金は対象外ですか。(2024/02/15 更新)

予算の範囲内であれば、対象です。県給付金申請後、3月18日時点で支給決定通知書を受領されていない場合は、生駒市給付金のホームページ内に3月18日より公開される「事前連絡ページ」より3月25日までにご申請ください。

Q4. 本事業への申請回数に制限はありますか。

本補助金の申請は、1事業者につき1回までです。

Q5. 県給付金のポータルサイトでの申請方法でわからない点があります。

県給付金のポータルサイトの操作方法については、県給付金事務局(050-3646-4977)にお問い合わせください。

Q6. 生駒市給付金の仮申請後、自動返信メールが届きましたが、本申請フォームのページにたどり着きません。

自動返信メールに記載の本申請フォームのURLがクリックできない場合、お手数ですが、本申請のURLをコピーし、インターネットブラウザのURL入力欄に貼り付けてください。

※検索バーに貼り付けると、本申請フォームにアクセスできませんのでご注意ください。

【提出書類について】

Q7. 市内に複数店舗あるが、「市内での営業実態が分かる書類」は全店舗分必要ですか。

給付金の対象となる従業員が勤務している全店舗分が必要です。

Q8. 法人の場合の提出書類は3種類書いてありますが、どれを提出すればいいですか。

基本は会社登記簿(履歴事項全部証明書)の写しをご提出ください。

市外で本店登記している等の理由により履歴事項全部証明書で生駒市内の事業所住所が確認できない場合は、法人開設異動届の控えもしくは事業証明書となります。

法人開設異動届について、すでに生駒市課税課に提出している場合はその控え、もしくは生駒市課税課で発行できる事業証明書をご提出ください。

法人開設異動届を未提出の場合、先に生駒市課税課にご提出ください。また、市内に店舗等が複数ある場合は、給付金の対象となる従業員がいる全店舗分の「市内での営業実態が分かる書類(営業許可証や開設届など)」が必要です。

Q9. 申請の代行業務を行う上で委任状は必要ですか。

委任状は必要ありませんが、申請フォーム上の担当者記入欄に入力いただいた方と今後連絡を取らせていただきますので、代理で申請される方の情報を担当者記入欄にご入力ください。

【申請対象従業員について】

Q10. 賃上げの条件でわからない点があります。

賃上げの条件については、県給付金事務局(050-3646-4977)にお問い合わせください。

県給付金の支給決定を受けた後の、生駒市給付金の対象者の条件などは下記をご確認ください。

Q11. 県給付金の支給決定通知はすでに受けていますが、別の従業員の賃上げも検討中です。追加で賃上げした従業員の方も申請できますか。

奈良県も生駒市も申請は1事業者につき1回限りです。生駒市給付金の対象者は県給付金の支給決定を受けた従業員のため、県給付金の支給決定後に追加で賃上げした従業員の分は対象外です。

Q12. 市内に勤務している従業員を全員賃上げしたが、県給付金の支給決定は一部の従業員のみでした。その場合、生駒市も全員分はもらえないのですか。

はい。生駒市給付金の対象者は県給付金の支給決定を受けた従業員のうち、生駒市内の事業所に勤務する従業員であるため、ご質問の場合は賃上げされた全員分が支給対象とはなりません。

Q13. 県給付金の支給決定を受けた従業員のうち、生駒市の申請を行う時点で退職をしている従業員がいた場合、その従業員は対象になりますか。

対象になりません。県給付金の支給決定対象人数には含まれていても、生駒市への申請を行う時点で生駒市内の事業所に勤務しているといえない状態なので対象外となります。

Q14. 県給付金の支給決定を受けた従業員の中に、市内の店舗と市外の店舗の両方で勤務している従業員が含まれます。その従業員も対象ですか。

労働条件通知書・雇用契約書の就業場所に記載されている内容での判断となります。一旦、市内で勤務している従業員全員分でご申請ください。申請後こちらで書類を確認し、追加で書類をご提出いただく場合や、その従業員の分は給付対象外になる可能性があります。